

大蔵委員会
議録 第四十三号

昭和二十八年三月十一日(水曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳滿君
理事 内藤 友明君 理事 佐藤 次郎君
上塚 司君 大泉 寛三君
大村 清一君 小山 長規君
島村 一郎君 中田 政美君
西村 茂生君 西村 直己君
宮崎 靖君 荒木 萬壽夫君
小川 半次君 中崎 敏君
久保田 鶴松君 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務次官 愛知 揆一君
大蔵事務官(主計局法規課長) 白石 正雄君
大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君
大蔵事務官(理財局長) 石田 正君
大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君
建設技官(道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

大蔵事務官(銀行局保険課長) 狩谷 亨一君
国民金融公庫總裁 榎田 満男君
専門員 榎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月十日

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)(予)
同日 国鉄職員退職金に関する諸願(榎次郎君紹介)(第三八一九号)

第一類第六号

大蔵委員会議録第四十三号 昭和二十八年三月十一日

同(赤松勇君紹介)(第三八二〇号)
石油関税の減免措置延期に関する諸願(關谷勝利君紹介)(第三八五三号)
同外一件(竹谷源太郎君紹介)(第三八五四号)
同(中峠國夫君紹介)(第三八五五号)
同(早稻田柳右エ門君紹介)(第三八五六号)
同(南條徳男君紹介)(第三八五七号)
同(小林錦君紹介)(第三九一五号)
同(春日一幸君紹介)(第三九一六号)
同(植木庚子郎君紹介)(第三九一七号)

協同組合に対する法人税免除に関する諸願(大石ヨシエ君紹介)(第三八五八号)
アルバムに対する物品税撤廃の諸願(田嶋好文君紹介)(第三八五九号)
プロマイド及び類似品に対する物品税撤廃の諸願(田嶋好文君紹介)(第三八六〇号)
の審査を本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した事件
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)
保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)
本船再保険特別会計法案(内閣提出第八〇号)

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)
昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別會計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出第一二七号)

厚生保険特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)
一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出第六四号)
昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第一三一号)

鐵道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案(内閣提出第九五号)
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第一一六号)
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(参議院送付)

○奥村委員長 これより會議を開きます。
本日は税関係法案を除いた付託法案

中、本日の日程に掲げました十二法案を一括議題として質議を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。
佐藤 次郎君。

○佐藤 委員 銀行局長に質問いたします。われ／＼中小企業連盟から出した予定のわくよりも、今度のものが少いが、これはどういう理由か御説明願いたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 昨年末以来、国民金融公庫の資金源を拡充するため、いろいろ御要望があつたことは御承知の通りであります。私どもも国民金融公庫の機能の拡充ということが、現在の經濟情勢からまことに必要であるというところで、いろいろ／＼この資金源の拡充につきましては、努力をいたして参つたのであります。何分にも財政全体の規模並びにその状況から言ひまして、この程度でこの際としては満足せざるを得なかつたわけであり、私どもは今後におきまして、国民金融公庫の資金源の拡充については努力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○佐藤(委員長) 国民金融公庫はこの暮れにいろいろ／＼な措置を講じて、大分民衆の要求に応じている点もありませんが、調査機関などの不備のために、せっかく借りられる金も借りられないという状態であります。特にわれ／＼目立つて感ずることは、非常に公庫の職員待遇が悪い。御承知のように他の銀行業務の人は非常に待遇がいいのに

かわらず、国民金融公庫の職員は非常に待遇が悪くて、しかも非常にひどい仕事をしている事実を見受けておるわけでありまして、こういう点について銀行局長はどういう処置をする意思があるか、この点についてお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫の職員給与につきましては、昨年の国会におきまして、その身分を国家公務員からはずすという法案の成立を見まして、爾來相当大幅に国民金融公庫の従業員の方々の給与は引上げられて参つております。いろいろ／＼他の金融機関との振合ひ等も十分に考慮したしながら、国民金融公庫の職員の仕事の性質、これらのあわせ考へまして、大体現在のところ、いろいろ／＼他の類似の金融機関との権衡からいまして、私どもとしてはこれで権衡がとれてゐるんじゃないかと考へております。ただ問題は、總裁からもお聞き願ひたいのでありますが、さらに給与を引上げるといふことに対する要望の熾烈なことは、私どもも十分承知をいたしておりますが、これはやはり政府の機関といたしまして、他との振合ひ等も十分に考慮いたして参らなければならぬというところで、一概に従業員の方からの御要望にそのまま応じ得るといふわけにも参らぬかと考へております。しかしながら全体の振合ひを考えながら適當な線までの給与の改善は、従来行つて参つたつもりでもありますが、今後におきましてもそういうこと

は十分配慮をいたして参りたい、かように考えておる次第でございます。なお一人当りの仕事の量が非常に多いという事で、超過勤務になるものも非常に多いと思うのでありますが、これらの点につきましては、私どもの見えておりますところでは、その超過勤務に対する手当等も大体ついておるのではないかと、いふふうに考えております。なお詳細につきましては、榎田総裁からお聞き取りをお願いしたいと思います。

○佐藤(観)委員 榎田総裁に一点お伺いしたいのですが、どうも金融公庫を国民一般のものとするためには、もう少し地方の中都市に支所を設けてほしいという事を痛感するわけでありまして。大都市ばかりにこういうような機関が集まつておつて、地方の中都市はこういう恩典に浴する面が非常に少ないのでありますが、こういう点についての基準はどういうふうになつておるか、それから将来どういうふうにするのか、この点を榎田総裁にお願いしたいと思ひます。

○榎田説明員 お答え申し上げます。国民金融公庫の店のごとでございますが、従来は法律上、東京、北海道、福岡を除きましては、各府県に一つしか店を置けないことになつておりました。が、今度お願い申し上げまして、その制限をはずしていただきたい。おつしやいます通りに、地方の各都市におきまして、いろいろな所でないへんに御希望があります。また置かねばならぬと思われる所が相当ございますので、事情の許します限り、できるだけ早目に皆様方の御期待に沿いたいという意匠で、法律上の一応の制限をこのたび

おはずし願つたらどうかとお願い申し上げたわけでありまして、それとあわせて、何と申しましても人手の關係その他の關係からいたしまして、急に所要の地方に店を拡充するといふことは、にわかにはできないことであるので、現在のところでは代理所の活用と申しますか、代理所にお願ひ申している銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合等により以上に勉強していただきたいと思ひまして、代理所の活用という方面に二十八年度はさらに力を尽してみたいと考えております。

大休資金の關係から申しまして、当初は直接貸しに八割、代理貸しに二割くらいしかできなかったものであります。が、だん／＼資金の方面につきましてもおかげさまで大きくなつて参りましたので、新しい分については、大休直接貸しの方が六割、代理貸しの方を四割といった程度に配分いたしまして、地方都市にも広くこの要望に応じ得る態勢を整えたい、かように考えておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 もう一点お尋ねしたいのですが、新しい支所をつくる場合の基準、あるいは県に一つしかなければ出張所を設ける意思があるかどうか、この点について、もう一ぺん榎田総裁にお尋ねいたします。

○榎田説明員 新しい支所を今後各県に二つ以上つくりましような場合におきましては、やはりその地方の経済の事情と申しますか、中小企業の賦存数でありますとか、あるいは人口の關係、地域の広狭とか、そういう点をいろいろ考へまして、急を要するものから実行して行きたい、かようなぐあい

えております。

○佐藤(観)委員 こういう現在の資金の枯渇は、中小企業者にとつては非常に遺憾でございますが、この金融公庫によつて相当救われる面が多いので、ぜひもつと熱意を持つて国民公庫のために努力されることを希望しまして、これで私の質問は打ち切ります。

○奥村委員長 大泉寛三君。

○大泉委員 別に大したことはないのですが、銀行局長が見えておりますので、この際伺つておきたいと思ひます。最近市中銀行、あるいは地方銀行、また庶民銀行といわれておる相互銀行とか信用金庫、こういうようなすなわち大きな銀行、地方銀行、小さな銀行、銀行から見ればそうなるのですが、そこで銀行局は銀行の立場を相當に考慮してやつておると思ひますが、私は何といつても国民本位に、いわゆる銀行を背景として活動するところの産業關係を中心になければならぬのじやないか、こう考えておるのであります。相互銀行というものは非常に進出しており、これは相當政治的な活動もしておるが、地方銀行などはどうもとかく銀行局の意思通り動いておるようになつておる。どつちかという土地銀などは大蔵省銀行局を非常におつかになつて、何でも銀行局の仰せ本位に動いておる。しかし今度新しく進出して来た相互銀行あるいは信用金庫というものは、なか／＼政治性を帯びて、国会あたりに進出して来て、非常に力強く活動しておる。これに対して大蔵省としてはどういふ方針を持つて銀行行政に當つておられるか。いわゆる市中銀行は市中銀行、あるいは地方銀行は地方銀行、またこういう庶民銀行に対し

てはどういふふうな方針を持つておるか。また地方銀行はサービスが悪いから少し競争させてやれというので、新しく認可、許可した銀行に対してはどういう育成方法をとつておられるか。どうもあまり範囲が広いのですが、こういう種々雑多な銀行の問題の中に銀行局としてどういふ方針を持つて臨んでおられるか、そのことについて伺いたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 非常に広汎な問題でありまして、なか／＼短時間で御説明することはむづかしいと思ひます。私も銀行行政の一番大きな問題の一つでありまして、簡単に御説明がむづかしいかと思ひますが、全体の考え方といつたしましては、お話のように、私どももいたしましては、大きな市中銀行、都市銀行から信用金庫あるいは信用組合という、いわゆる非常な地域的な中小の金融機関まで含めまして、これらを金融制度全体のあり方としてどういふように姿を整えて行つたらいいかということが、従来から非常に大きな問題になつておるわけでありまして。私どもの金融政策の中の幾つかの大きな重点のうちの一つは、やはり金融制度を整えるという点に重点をおいて従来からやつて参つております。お話のように、同じ銀行の中でも、都市銀行と地方銀行との間にはおのずからそこに性格及び使命が違つて来る。それから地方銀行と相互銀行との間にもおのずからそこに使命も違い、性格も違つて来る。信用金庫と相互銀行の間でもおのずから違つて来る。ただ全体の経済というものが戦争前の経済と非常に違つて参りまして、非常に動いて参つておりますので、信用金庫、あるいは相互銀行、あるいは地方銀行との間に重複をいたす部分があることは間違いない。しかしながら大部分の問題については、私はおのずからそこにおのの分野というものがあつておると思ひます。またそういうような分野づけをして私どもは指導して参りたいと考えております。

今お話のありましたように、地方銀行は大蔵省の言う通りにして、相互銀行等はなか／＼政治的に動いて、大蔵省の言うことはあまり聞かぬやうだといふようなお話でありましたが、これは非常な誤解だと私は思つております。一例を申しますと、実はきのうも局内でこれらの問題についていろいろ議論をしたのでありますが、現在の取扱ひ方からいいますと、普通の銀行に対するよりも、相互銀行に対する監督の方がはるかに厳重であります。いろいろと具体的に申し上げてもよろしうございしますが、非常に厳重にやつております。それから店舗の問題等につきましても、よく地方銀行の方から何うのでありますが、地方銀行については非常に店舗を押えておる。しかし相互銀行に対してはほとんど店舗を許すじやないか、これは片手落ちじやないかという御意見もありませんが、それらの点につきましても、私は關係の方々にあらゆる機会にたびたび申し上げておるのでありますが、これは非難でも何でもないのであります。相互銀行については、現在出発して約二年、これをだん／＼育つて行つたために、店舗についてだん／＼配置転換、整理を行つておる期間であります。地方銀行につきましては、二年前に店舗配置の整備が大体終つてお

るわけであり。現在これを相互銀行についてやつておる段階で、二年ばかり遅れておる。従つてこれを整備いたします過程におきましては、場合によつたら支店を許可することになる。

しかし逆に、業務取扱所であるとかあるいは開場といったものを相互銀行は相当持つております。これら不必要なものはやめまして行くといつたようなことで、逐次全体としての整備をはかつておるわけであり。従つて支店の数はふえるかもしれないが、従来の営業所全体の数としては減つて来るといふような考えもあるわけであり。支店の数がふえるといふことだけでは、この問題は地方銀行の取扱いが非常に片手落ちになつてゐるというところではないだらうと考へております。

しかしながら地方銀行よりも相互銀行というものは、発足いたしましたから、いろいろな点で相互銀行としての内容実質を整えるのに、まだ不十分な点が多々あります。これらの点につきましては、預金者の大率な預金を預かつておる機関でありまして、公の使命を持つておりますから、あらゆる機会に應じて万遺憾のないように、預金者の保護に欠けるところのないように、今後におきましてこれらの金融機関の内容を堅実にするよう、監督はますます厳重にいたして参るつもりであります。

それから相互銀行という制度を二年前につくつたのでありますが、これと地方の銀行とはほとんどかわらないじやないかという御議論もいろいろ出ておりますが、この点につきましても、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、そこはつきり分野はわか

れておる。と申しますのは、一方で相互銀行というものは中小の専門機関である、地方銀行は地方の中小金融機関にも動いては参りますけれども、これは必ずしも中小の専門機関というわけじやない。やはり相互銀行は中小の専門機関である、それにふさわしいような活動をしなければならぬ、こういう意味で、私どもはその分野はつきりして参りたい。しかし今後におきまして、将来業務の発展等によりまして、あるいは地方銀行と相互銀行との間に、分野がどうも混淆されるおそれがあるといつたような事態がありまして、それならば、そういう場合には金融制度全体として考へなければならぬ問題が出て来るかと思ひます。現在のところでは、そういう情勢の推移を見守りながら、私どもは銀行という制度のあり方を整備して行くという観点から、必要な方途は弾力的に講じて参りたい、かように考へておる次第であります。

○大泉委員 大体私の聞かんとするところをお話になつたが、最近この委員会でもしつちゆう問題になりますところの株主相互金融、これなどはいわゆる昔の無尽金融機関であつた相互銀行がとりあえず普通銀行のような形態にだん／＼になりつつあるから、そのあき地をねらわれるような形になつて、今の株主相互金融などというものが発展して来た。来たというとおかしいが、とにかく市中に現れて来たのでありますが、これに對してどんな考へを持つておられるか。

それから現在日銀の支配力はどうかうふうになつておるか、いわゆる現在の中心勢力は地方銀行にのみ大きいように見えておりますが、中小企業を主

体とする相互銀行、あるいは信用金庫などにはあまり関係がないのですか、どうですか。あるいはまた特殊銀行に對してはどういう力を持つて、支配おりますか。

○河野(通)政府委員 いわゆる株主相互金融等につきましては、私どもの態度につきましては、先般の大蔵委員会です詳細に申し上げたのであります。いろいろ御質疑及び御要望も承つたのであります。この問題につきましての考へ方は、重複になりますので、非常に恐縮であります。結論だけ申し上げたいと思ひます。一つは、自己資本でもつて貸金業を営む者は、これは私は社会的に必要性があると思ふ。従つてこれを弾圧するとか、そういったことはやらない。それから株主相互金融とか匿名組合方式による資金の受入れをやつておりますものにつきましては、いろいろ千差万別でありまして、その典型的なやり方をやつておるものにつきましては、金融業法違反でない。しかし同じ株主相互金融という形をとつておりながらも形がいろいろございまして、中には金融業法違反のものもある。金融業法違反のものは厳重に取締る。それからこれらのいわゆる株主相互金融とか、そういった制度についてこれを法制化してどうかという御意見があります。この点につきましては、いろいろごもつともな御意見もあ

りますけれども、私どもとしてはいろいろな理由から——理由は重ねて申し上げませんが、反對である、これだけのことでは私はこの前申し上げたのであります。今お話の相互銀行がだんだん大きくなる、あるいは信用金庫がだん／＼大きいところしか相手にしな

くなる、信用組合がだん／＼ということになるから、そこに穴がでるのではないかという御意見であります。が、私どもはそう考へておりません。現に信用金庫にいたしまして、信用組合にいたしまして、相当なものまで金融をいたしております。ただ問題は、これらの正規の金融機関は一般の方々から預金を預かつております。預金を保護するという立場から、やはりそれは金融の——非常に言葉が悪いのですが、金融のベースに乗るといいますか、金融の対象になるものしか、やはりお貸しできない。非常に危険の多いものであるとか、そういったものについては、やはりどうしても預金保護の立場から対象にすることができない。しかしそういう方々に対してある程度の金融の必要があるから、そういう方々に対しては、ある程度保険料を含めた高い金利でも貸金業者から金を借りるという道はあつてもさしつかえない。但しこの場合に、貸金業者の金利が単に社会的弱者保護に十分欠けるところのない金利でなければならぬ。それがべらぼうに高い金利であつてはいけませんのであつて、貸金業者に對する私どもの考へ方は、弱者保護の観点から、金利については適當に是正をして参りたい。現在貸金業者の金利は高過ぎると思ひます。従つてこれをできるだけ下げよう、具体案を研究いたしております。こういうふうにお考へ願ひたいと思ひます。

○大泉委員 もう一点、終戦直後預金封鎖になりましたが、いわゆる封鎖預金の支払いについて、最近相當緩和される情勢になつて来ておる。これはしごくけつこうなことであります。また非常に一般銀行の預金が増えておるし、封鎖預金はそのまゝの額であるのだから、これはどうも支払ひしたからといつてさのみ痛痒を感じないと思ふ。これは至急にやらなければならぬと思ふ。そこで封鎖預金は解除するので、銀行が預金を封鎖したとき、株主の株式を九割まで切り捨てたといふことも考へあわせまして、最近銀行が相當資産内容もよくなり、配当もする、あるいはまた株式の商品価値も額面を上まわつておるといふような状況になりましたので、増資をするようなときは、もとの切り捨てられたところの株主に対して何らかの恩恵に浴させてやらなければならぬのじやないかと思ひます。局長としてはどんなお考へをお持ちになれるか、この際お聞きしておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 御説もつともと思ひます。再建整備をいたしますときに、御承知のように大部分の銀行は資本金を打切つたわけであり。そして打切つてすぐ増資をいたしました。増資をいたしますときに、打切られた旧株主に対して新株の引受権を優先的に認めて参りました。従いまして現在の株主の中に旧株主が相當部分を占めております。もちろんその後売買して手離された方は別であります。そういうふうな状態になつておりますので、それらの方々がずつとその株式をお持ち続けになつておれば、増資の増分に、當然に均霑される。その場合に、先ほど申し上げましたように処分された場合にはその関係が抜けずから、恩典には浴しませんが、当初増資をいたします場合には、打切られた旧株主と株式引受権は与えてござ

いますので、その点においては今後の増資においても自動的に均等できる、こういうふうな御了解いただきたいのであります。

それから先ほどの御質問についてお答えが抜けておりましたので、この際お答え申し上げます。一般の銀行と日本銀行との関係は一体どうなつておるかというお話であります。日本銀行は御承知のように、バンク・オブ・バンクであります。従つて各銀行との関係は、これは大蔵さんよく御承知の通りに、取引を通じていろいろな関係の金融調節をやつておる。従いまして、日本銀行と取引のない金融機関に對しましては、直接的には調節作用は及ばない。しかし日本銀行は御承知のように、ただ銀行との取引だけの問題でなくして、日本経済全体の中における金融調節という使命を持つておりますから、あるいは金利政策その他において、全体の金融に間接的な影響を与えておるというところは言えると思うのであります。

それから特殊銀行との関係のお話がありましたが、特殊銀行という意味が、私もどういふ意味がよくわかりませんが、政府機関としての特殊銀行との関係は、現実にはございませぬ。間接的には今申し上げましたような意味の問題がございませぬけれども、直接的には関係がございませぬ。

○大泉委員 今の局長の意見は、銀行の再建をするときに株は割当てたのだから、その後引受けのなかつたものがあるいはまた転売してしまつたというふうなものに對してはあまり考えないというように聞いたのだが、銀行が再建されている途上の株式そのものの価値

が額面を下まつておるといふようなときに、みずから飛び込んでそれを引受けするだけの犠牲も考えられないわけ、今日ようやく再建になられたのだから、犠牲を払われた人々に對して特に考慮する必要があるんじゃないか。

それから今の特殊銀行というのは範圍が広いというが、政府の財政金融をやつておる銀行とか、あるいは開発銀行もあります。あるいは為替銀行もあつた。そういう方面に日銀の手というものはどういふふうな及んでおるか。特に私が聞きたいのは、大蔵省の銀行局と日銀との関係においてどういふ連絡を保たれておるかということを開きたい。

○河野(通)政府委員 開発銀行との関係は、先ほど申し上げましたように、これは政府機関でありまして、直接的な関係はございませぬ。為替銀行は、現在の状況においては普通の市中銀行でありまして、やはりその取引を通じて調節力が及ぶ、こうお考え願いたい。

それから銀行局と日本銀行との関係であります。これは金融の最終の責任者は大蔵大臣、あるいは言葉をかえれば政府であります。それから具体的には日本銀行は大蔵大臣の指揮監督のもとにある。大蔵大臣は、いろいろ必要があれば、日本銀行に對して命令もし、監督をする権限を法律上明確に持つておるわけでありませぬ。従いましてその上下の関係は、これは明らかになつておる。しかし具体的な問題につきましては、いろいろそこは大蔵省と日本銀行との間にはやはり緊密なる連絡をとつて、その間の調節ははかつて

まつております。この間に、結論の出るまでの過程におきましては、いろいろ見解の相違はもちろんですけれども、結論といたしまして出たところは、両者が緊密に意見の交換をした結果が出て参ります。その点につきましては、十分円滑なる両者の関係は成り立つておる、こう御了解をいただきたいと思ひます。

○川野委員 当委員会では建設関係の問題になることが非常に少いので、私教えていただく意味においてひとつ御質問を申し上げてみたいと思ひます。特定道路整備事業特別会計、こういう会計があるわけがございませぬが、この指定道路と名づけておるのでございませぬか、この点をまず伺つてみたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 有料道路をやつております箇所は、長大橋でありますとか、巨額の経費を要するもの、それから産業道路、観光道路等で経済的価値が非常に多いというものを取上げておりますが、いずれも料金をとりまして、償還が短期にできるというものを選んでおるわけでありませぬ。この有料道路制度をやりますときは、いろいろ御議論もございませぬが、結局現在の日本の道路を早く整備するにはこういう制度をとるのもやむを得ないというところで定められたように存じております。

○川野委員 今彈丸道路と申しまするか、そういうような道路の計画があるというのを新聞紙上で伺ひするわけでありませぬが、そういう計画があるのでございませぬか。もしもあつたならば、そういう事業に使う費用は

この会計からお出しになるわけがございませぬか、お尋ねしてみたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 東京―神戸間高速度道路をつくるという計画はございまして、二十七年から調査いたしておりました。この調査は二十九年で完結いたしますが、この高速度道路がいわゆる彈丸道路といわれておりますけれども、着手につきましてはまだ目途がついておりませぬ。この会計からやるというところは考えておりませぬので、外資を導入してこの建設をやろうという計画になつております。

○川野委員 ついでにお尋ね申し上げます。指定道路といふものが、実は道路法によりまして、二級国道の指定問題でございませぬ。これは大体いつごろ指定が完了するお見込みでございませぬか、お尋ねいたします。

○富樫(凱)政府委員 二級国道につきましては、ただいま道路審議会で審議中でございまして、大体三月一ぱいぐらに二級国道をきめたいということをやつておるのでございませぬが、いろいろ問題がございまして、三月一ぱいの問題がどうか、ただいまのところ確信が持てない状態でございます。

○坊委員 きわめて簡単に銀行局長にお尋ねしておきたい。中小企業対策の問題であります。近ごろ大企業なり大会社なりが、中小企業に對して下請などの支払いを意識的に遅らしておる、どうせ中小企業に對しては政府がいろいろなことをやるだろうということを見越しまして、そうして意識的に支払いを引延ばすというふうなことが行われておるといふことを聞くのでございませぬが、もしもそういうことなら、

政府が中小企業対策として金融措置をしたりなんかすることは、結局中小企業を援助するにあらずして、間接的には大企業のめんどうを見る結果になるように思ふのであります。そういうことが事実行われておるか、もし行われておるとすればどういふ対策を持つておるかというふうなことをお聞きしておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 中小企業と大企業との支払い関係の問題は、昨年中ごろ以来やまやまい問題になつております。それで先ほどお話のように極端な場合には、中小企業に對して大企業は手形さえも書かないという例さえ実はあつたわけでありませぬ。その後私もいろいろと聞きましたが、これはやはり中小企業の実情から見まして、非常に行き過ぎであるというものが多々あると認めますので、銀行を通じて、金融機関を通じて、できるだけこれらの関係のつながりをつけて行く。つまり中小企業に對する支払いの促進になるような方法が講ぜられるならば、これを講じてもらいたいということ、いろいろ各銀行とも御相談申し上げまして、昨年の暮れから今年の初めにかけて、銀行協会といたしましてこの問題についてまじめに研究してくれております。

これらの点で、中小企業に對して大企業が手形を書き出した場合には、その手形についてできるだけ金融をつけて行く、そうしてその大企業と中小企業との間の支払い関係の停滞といったようなことを是正する方途を講ずるようになつておると思ひます。この点は銀行協会といたしまして先般決議をいたしまして、そういう方向に進んでおります。これは経済情勢全体の問題に

たように、その行かぬところといふたような関係が実際問題として大企業と中小企業との間にあり、この点はやはり需給関係及び力関係になつて参りますので、われ／＼といたしましては、この点からやはり中小企業の力の足らないところを政府の政策としてできるだけ補うということのために努力を怠つてはならぬ。こういう意味で、中小企業の金融の問題につきましても私どもは真剣に考へているわけであり、両者が相まつてやはりこの問題

当社三十五億といふものを貸付の目標にしておりましたが、実績は四十五億の貸付が実行できました。大体において大部分の支所においては、受付から処理をいたしますまで一月以内といふ目標に昨年末はこぎつけることができてきました。これは支所によつて違います。中には二箇月くらいのとこがあります。ですが、半数以上のところが大体十二月五日から十日ごろまでの申込分を月末までに一応処理した、そういうところもできて参りました。だん

別会計法案、昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入金の特例に関する法律案、鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払ひの保証に関する法律案、地方公共団体債の負担金の納付の特例に関する法律案、旧令による其落合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案、昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金償還期限の延期に

な右若十一法案に關する報告書の作成並びに提出手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。本日はこれをもつて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午前十一時四十一分散会

る法律案内閣提出に關する報告書
厚生保險特別全計法の 一部を改正
する法律案内閣提出に關する報告書
一般會計の歳出の財源に充てたるた
の緊要物資輸入基金からする一般
計への繰入金に關する法律案（内閣
提出）に關する報告書
旧外貨債處理法による借換洛外貨債
の証券の一部の有効化等に關する
法律の一部を改正する法律案（内閣
出・參議院送付）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年三月十四日印刷

昭和二十八年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局